

令和7年度 第12回農業委員会総会 (8. 3. 19)

開 会 午後2時 小平市役所 3階 庁議室

議 長～ ただいまから、令和7年度・第12回農業委員会総会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ
んか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 11番 小川委員、12番 浅見委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長～ 1番 申 請 者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

※ 2番については、申請者より取下げの申し出があり、これを受けて本委員会
では議案の上程を行いませんでした。

事 務 局～ 第1号議案から第4号議案の現地調査につきましては、3月13日午前
に6番清水委員、10番滝島委員及び事務局、同日午後5番尾崎委員、
8番井上委員及び事務局とで行っております。

1番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業の主たる
従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、ツツジ、チンチョウゲ、カキ、ウメが栽培されておりました。適正に管理
されており、問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上1件を従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

| | | |
|-----|-----|-----|
| 議長～ | 3番 | 申請者 |
| | 4番 | 申請者 |
| | 5番 | 申請者 |
| | 6番 | 申請者 |
| | 7番 | 申請者 |
| | 8番 | 申請者 |
| | 9番 | 申請者 |
| | 10番 | 申請者 |

以上8件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 3番から10番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために3年ごとの証明を発行するものでございます。なお、7番及び8番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

3番

現地案内図は、3ページ、3番です。

6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、クリ、タマネギ、ダイコン、ターサイなどが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 4番

現地案内図は、4ページ、4番です。

6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、クリが栽培されておりました。適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 5番

現地案内図は、5ページ、5番です。

6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、タマネギ、ジャガイモ、ハウレンソウなどが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 6番

現地案内図は、6ページ、6番です。

5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 現地は、野菜苗、オカワカメ、ビオラ、パンジー、バラなどが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 7番

8番

現地案内図は、7ページ、7番及び8番です。

6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、カキ、エダマメ、ブロッコリー、ネギ、ニンジン、ジャガイモなどが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 9番

現地案内図は、8ページ、9番です。

5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 現地は、ソヨゴなどの植木が栽培されておりました。作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 10番

現地案内図は、9ページ、10番です。

5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 現地は、果樹と野菜畑及び体験農園として活用されておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上8件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第3号議案 相続税納税猶予に係る認定都市農地貸付け等継続証明の件

議長～ 11番 申請者

12番 申請者

以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 11番及び12番につきましては、認定都市農地貸付けを行っている農地の相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。なお、11番及び12番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

11番

12番

現地案内図は、戻りまして7ページ、11番及び12番です。

6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、エダマメ、ブロッコリー、ネギ、ニンジンが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上2件につきまして、農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第4号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

議長～ 13番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 13番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画を審議するものでございます。

13番

現地案内図は、10ページ、13番です。

5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 現地は、ハクサイ、カンキツ、キャベツが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上1件につきまして、事業計画決定といたします。

以上が今月の議案でございます。

次に、2月12日から3月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

議 長 ～ 14番 申請者

以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 今回報告の法第3条の3第1項の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。

14番

現地案内図は、11ページ、14番です。

現況は畑でございます。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を3月13日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告を終わります。

第2号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議 長 ～ 15番 申請者

16番 申請者

17番 申請者

18番 申請者

19番 申請者

以上5件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条及び法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。なお、16番から19番については関連しておりますので、まとめて報告いたします。

15番

現地案内図は、12ページ、15番です。

転用目的は共同住宅です。現況は畑でございます。

16番

17番

18番

19番

現地案内図は、13ページ、16番から19番です。

転用目的は公衆用道路、店舗及び住宅敷地増です。現況は公衆用道路及び宅地でございます。

以上5件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を2月26日及び3月13日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第3号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議長～

20番 譲受人

譲渡人

21番 譲受人

譲渡人

22番 譲受人

譲渡人

23番 譲受人
譲渡人
24番 譲受人
譲渡人
25番 譲受人
譲渡人
26番 譲受人
譲渡人
27番 譲受人
譲渡人

以上8件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 24番及び25番、26番及び27番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

20番

現地案内図は、戻りまして12ページ、20番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

21番

現地案内図は14ページ、21番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は駐車場及び公衆用道路でございます。

22番

現地案内図は15ページ、22番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は駐車場でございます。

23番

現地案内図は16ページ、23番です。

転用目的は店舗及び駐車場で、権利の内容は所有権の移転です。現況は雑種地及び駐車場でございます。

24番

25番

現地案内図は16ページ、24番及び25番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

26番

27番

現地案内図は、17ページ、26番及び27番です。

転用目的は専用住宅及び住宅敷地増で、権利の内容は所有権の移転です。

現況は更地でございます。

以上8件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を2月26日及び3月16日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長～ 生産緑地の取得あっせんについて1件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

28番

現地案内図は、18ページ、28番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりでございます。

以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。